

川崎市防犯灯包括管理業務委託
募集要領

令和 8 年 4 月

川 崎 市

川崎市防犯灯包括管理業務委託要領

目次

1	募集の趣旨	1
2	事業概要	1
3	事業者業務範囲	3
4	応募条件	5
5	応募に関する留意事項	7
6	事業者選定の流れ	7
7	事業全体スケジュール	8
8	配付資料	11
9	提案書における提示条件	12
10	提出書類・作成要領	12
11	審査及び審査結果の通知	15
12	本業務の実施に関する事項	17
13	契約に関する事項	20

1 募集の趣旨

本市では、平成 29 年度から川崎市防犯灯 LED 化 ESCO 事業を導入し、令和 8 年度までの 10 年間で約 7 万灯の防犯灯の維持管理を行ってきた。

令和 8 年度をもって ESCO 事業契約が終了することに伴い、令和 9 年度以降は包括的民間委託手法によって引き続き防犯灯を維持管理していくこととしている。本事業内容について民間事業者から提案を募集し、本市にとって最も優れていると考えられる提案を選定するものである。

審査の結果、最も優れている提案を行った応募者（以下「優先交渉権者」という。）は、本市と事業契約の締結に向け協議を行い、合意に至った場合は本事業に係る委託契約を締結し、本事業を実施するものとする。

2 事業概要

(1) 事業名称

川崎市防犯灯包括管理業務委託

(2) 契約方法・事業手法

契約方法：公募型プロポーザル方式（随意契約）

事業手法：包括的民間委託手法

(3) 契約期間

契約締結日から令和 19 年 3 月 31 日まで

※包括管理サービスの期間は 10 年間（令和 9 年 4 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日まで）とする。

(4) 事業場所

本市全域及び市境道路

(5) 契約者

川崎市

(6) 本事業の対象となる防犯灯の種類

ア 一斉更新防犯灯：ESCO 事業開始時に、町内会、自治会が維持管理する防犯灯を市へ移管し、一斉に LED 化工事を行ったもの。

イ ESCO 事業期間

増加防犯灯：ESCO 事業期間中に、町内会、自治会から移管を受けた LED を更新済の防犯灯並びに新設及び寄附を受けた防犯灯。

ウ 新設防犯灯：町内会、自治会から要望を受け、別途委託契約により新規設置を行うもの。

エ 寄附防犯灯：開発行為等にて原因者負担で本市が指定する仕様により新設され、本市に寄附されるもの。

オ 移管防犯灯：町内会・自治会、商店街から移管要望を受け、市の要件に適合し、移管を完了したもの。

(7) 事業の対象（灯具更新・専用柱点検・維持管理対象灯数）令和8年3月31日現在
ア全体数 (灯)

一斉更新防犯灯	49,931
ESCO 事業期間増加防犯灯	20,300
合計	70,231

イ内訳 (灯)

種類	電柱付（東京電力・NTT）	専用柱付
10Wまで	6,741	944
10W～20Wまで	52,004	5,897
20W～40Wまで	3,339	1,306
小計	62,084	8,147
合計	70,231	

※最終的な事業対象灯数については、現 ESCO 事業終了時点を考慮し、事業者と協議の上決定する。

(8) 事業費限度額

5,000,105,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

(9) 事業内容

事業者は、防犯灯の実際の設置状況を踏まえ、本市と合意した内容で、自ら行った提案を基に契約を締結する。包括管理業務委託の契約期間内においては、募集の趣旨の目的達成のため維持管理する防犯灯設備等を善良なる注意義務をもって、自らの費用負担により以下の各種サービス（以下「包括管理サービス」という。）を提供するものとする。

- ア 防犯灯設備等の設置及び維持管理に係る計画策定・施工・施工管理
- イ 防犯灯管理システムの構築・ESCO 事業データ移行・データ更新
- ウ 防犯灯管理プレートの設置
- エ 防犯灯の灯具更新（一斉更新防犯灯の灯具寿命に伴う分割更新及び ESCO 事業期間増加防犯灯の分割更新）
- オ 専用柱の定期点検、劣化による建替え
- カ 現地調査
- キ 防犯灯設備等（新規設置防犯灯設備（別委託）等を含む）の維持管理・保証
- ク 通報受付
- ケ 緊急対応
- コ 防犯灯設備等の撤去・運搬・リサイクル・廃棄処分
- サ 電力契約照合・電力契約申込（移管・新設・寄附増加分含む）
- シ 道路（河川）占用等設置許可申請、電柱添架申請等（移管防犯灯分）
- ス 契約終了後の防犯灯設備等の所有権の帰属及び円滑な業務引継ぎに関する契約の履行

3 事業者業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 防犯灯設備等の設置及び維持管理に係る計画策定・施工・施工管理

関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守し、近隣住民、交通、作業者の安全配慮を踏まえた施工計画の策定及び施工・施工管理の実施。

(2) 防犯灯管理システムの構築・ESCO 事業データ移行・データ更新

ア 日本測地系若しくは世界測地系データに基づくデジタルマップに、東電契約情報と現地調査の整合の結果を反映させたいうえで、防犯灯設備の把握・管理及びデータの更新が容易にできる防犯灯管理システムをクラウド型のシステムで構築

イ 契約期間中における防犯灯データの定期的更新作業

ウ 上記ア・イにより作成された最新の防犯灯管理システムデータの報告及び納入
※システム構築に際し、既存のシステムを活用してデータの移行、更新が可能な場合は新規開発でなくてよいものとする。また、構築に係る全灯調査については、事業開始に伴い必要があると判断される場合のみ実施とし、必ずしも求めるものではない。

(3) 防犯灯管理プレートの設置

ア (2) により作成する防犯灯データをもとに、地区の区分及び管理番号を表記したプレートを設置する。

イ 本事業契約期間中において、新設する防犯灯（以下「新設分」という）、町内会等から移管した防犯灯（以下「町内会移管分」という）、商店街等から移管した防犯灯（以下「商店街移管分」という）、開発業者等から寄附を受けた防犯灯（以下「寄附分」という）についても、プレートを設置すること。

(4) 防犯灯の灯具更新（一斉更新防犯灯の灯具寿命に伴う分割更新及びESCO 事業期間増加防犯灯の分割更新）

ア ESCO 事業開始時に一斉に LED 化した防犯灯の灯具寿命に伴う分割更新を行う（以下「分割更新分」という）。対象灯数は「2 事業概要（7）ア」の表のとおりとし、分割更新時期は事業開始から3年程度、対象範囲は3地区に分割することを想定しているが、詳細については本市との協議により決定することとする。

イ ESCO 事業期間増加防犯灯（以下「既設分」という）について、本市と協議の上、事業4年目以降の更新計画を策定し、灯具寿命に伴う計画更新を実施する。対象灯数も「2 事業概要（7）ア」の表のとおりとする。

※①については、既にESCO事業期間において灯具寿命に伴う灯具更新を実施済み。

※より良い提案がある場合、必ずしも上記想定内容でなくても良いものとする。

(5) 専用柱の定期点検、劣化による建替え

防犯灯の専用柱について、経年劣化確認のための定期点検調査を行う。対象灯数は「2 事業概要（7）ア」の表のとおりとし、事業開始当初に1回目の点検を実施、その5年後（6年目）に2回目の再点検実施を想定する。実施方法については、全専用柱を目視及びテストハンマーで調査し、劣化状況が悪い専用柱については専用機器を

用いた詳細調査を行う。その後調査状況の管理を適正に行い、市に提出することとする。

※より良い提案がある場合、必ずしも上記想定内容でなくても良いものとする。

(6) 現地調査

ア 町内会・商店街等が移管を希望する防犯灯の位置（所在地、引込柱、器具種別、灯数、消費電力など管理上必要となる各種情報の調査）及び移管可否（LED 灯具が設置されているか、専用柱の強度・劣化状況や灯具の破損状況等、移管しても問題ないか）の調査

イ 市民からの通報又は本市からの依頼に基づき状況確認が必要と考えられる防犯灯の調査

ウ (2) アにおいて全灯調査を実施する場合の調査

(7) 防犯灯設備等（新規設置防犯灯設備（別委託）等を含む）の維持管理・保証

ア 事業者は、本市からの修繕依頼に基づき、防犯灯設備等の調査・修繕を行う。

イ 分割更新分、新設分、既設分、町内会移管分、商店街移管分、寄附分の防犯灯は管理システムに反映し、契約終了まで維持管理を行う。

ウ 事業者は、防犯灯に関する本市からの連絡（撤去・移設）などを受け付け、これに基づき対応作業を実施し、防犯灯管理システムデータを更新する。また、上記アの修繕結果についても同様とする。

(8) 通報受付

事業者は、市民等からの連絡受付のための専用電話回線を備えたコールセンターを設置し、**24 時間 365 日**市民等からの防犯灯設備の修繕依頼等を受け付けること。

(9) 緊急対応

修繕については依頼を受けた日から起算して、**原則 3 日以内に実施**する。ただし、緊急的に初期対応が必要な場合（倒壊した専用柱が道を塞いでいるとき等）は、速やかに応急的な対応作業を実施する。

(10) 防犯灯設備等の撤去・運搬・リサイクル・廃棄処分

ア 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、撤去工事の施工及び施工管理の実施

イ 撤去した設備（灯具本体、グローブ、防犯灯専用柱、根巻コンクリート等）については、環境保護の観点から再利用を原則とし、撤去品ごとにリサイクルの具体的な方法についても報告を実施

(11) 電力契約照合・電力契約申込（移管・新設・寄附増加分含む）

ア 電力会社と緊密な連携のもと、町内会・商店街等が移管を希望する防犯灯に関わる電力契約の調査、照合、現地調査結果の突合

イ 電力契約と町内会・商店街等が移管を希望する防犯灯との数量相違の把握・整合（防犯灯設備があつて電力契約がないもの、電力契約があつて防犯灯設備がないものを選別し、電力会社及び本市と緊密な協議を行い、両者の整合を図る。）

ウ 防犯灯の移管に伴う契約変更申込及び電力会社に対する町内会・商店街等から

- 本市への名義変更申込、上記ア・イで把握した契約相違に係る新設又は減設申込
- (12) 道路（河川）占有等設置許可申請、電柱添架申請等（移管防犯灯分）
- ア 道路又は河川区域内における防犯灯の設置等に係る許可申請
 - イ 契約期間中における上記アの更新申請
 - ウ 民間所有の施設における防犯灯の設置等に係る許可申請
- (13) 契約終了後の防犯灯設備等の所有権の帰属及び円滑な業務引継ぎに関する契約の履行
- ア 包括管理サービス終了後の事業者が設置した防犯灯設備等の所有権の帰属については、契約に基づき履行すること。
 - イ 令和19年3月31日の契約期間終了に伴う次期受託者への業務引継ぎを円滑に行うこと。
- (14) その他
- 事業者は、既存設備の撤去工事・防犯灯設備等の設置工事及び維持管理において、可能な限り市内の電気工事店（以下「市内工事事業者」という。）の活用を優先的にを行い、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。

4 応募条件

(1) 応募要件

- ア 包括管理業務委託を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業体）とする。
- イ グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負うものとする。
- ウ 参加表明時は、応募者の構成員全てを明らかにし、その役割分担を明確にする。
- エ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続き及び契約等に係る諸手続きを行うものとする。

(2) 応募者の役割

- ア 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が次の役割を分担するものとする。
 - (ア) 事業役割…本市との対応窓口となり、契約等諸手続きを行い、事業遂行の責を負う。
 - (イ) 設計役割…設計・計画・監理に関する業務を全て実施する。
 - (ウ) 施工役割…施工に関する業務を全て実施する。
 - (エ) その他役割…上記(ア)～(ウ)以外の維持管理、金融、防犯灯設備等供給、防犯灯の設置状況の把握などに関する業務を各々実施する。
 - イ 下請業者の選定にあたっては、市内工事事業者を最優先して選定すること。
- ※構成企業の施工役割は維持管理を、下請業者は灯具更新を主に担うことを想定する。ただし、互いの業務内容に両者が参画することもあり得ることから、想定の限りではないとする。

(3) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者の構成員となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 応募資格要件の確認後から資格審査終了までの期間に川崎市契約規則（昭和三十九年規則第二十八号）第 2 条に基づく資格停止の措置を受けている者
- ウ 応募資格要件の確認後から資格審査終了までの期間に川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（令和 7 年 6 月 1 日施行）に基づく指名停止の措置を受けている者
- エ 川崎市業務委託有資格名簿の当該契約に対応するとして定めた業種・種目（99-99）について登録されていない者。なお、グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者が登録されていること。
- オ 応募資格要件の確認後から資格審査終了までの期間に建設業法（昭和二十四年法律第百号）第 28 条第 3 項若しくは第 5 項の規定による営業停止処分を受けている者
- カ 神奈川県暴力団排除条例（平成二十二年神奈川県条例第七十五号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反したと認められる者
- キ 川崎市暴力団排除条例（平成二十四年条例第五号）第 7 条の規定に該当する者
- ク 民事再生法（平成十一年法律第二百五十五号）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者
- ケ 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第 17 条第 1 項又は第 2 項による更正手続開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件（以下「更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項及び第 2 項の規定により更正手続開始の申し立てを含む。以下「更正手続開始の申し立て」という。）をしている者又は申し立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更正手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第 199 条第 1 項の更正計画の認可の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更正手続開始の申し立てをしなかった者又は更正手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。
- コ 応募者資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- サ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者
- シ 最近 1 年間の法人税、事業税、地方税を滞納している者

(4) 市内工事事業者の活用

応募者は、防犯灯の工事等において、可能な限り市内工事事業者を優先的に活用し、

地域へ最大限の経済波及効果を図ること。

5 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、本市は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。なお、公表等が必要と認められるときは全部または一部を「無償」で使用できる。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(4) 本市からの提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 構成員の変更の禁止

参加表明書提出後の応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りではない。

(7) 提出書類の変更の禁止

提出した書類の変更は市から指示する場合を除き認めないものとする。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(8) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効にする。

6 事業者選定の流れ

(1) 応募者の要件

応募者は、「4 応募条件」で定める資格要件を満たす者とする。

(2) 応募資格要件の確認及び提案要請

参加表明した者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書で要請する。

(3) 最優秀提案及び優秀提案の選定

審査会により提案内容を審査し、最優秀提案1者及び優秀提案1者を選定する。

(4) 詳細協議

最優秀提案をした者は優先交渉権者となり、最終提案書作成及び契約書を締結するまでの諸条件について、本市との詳細協議を進めるものとする。

(5) 事業者の選定

優先交渉権者は本市と協議を行い、協議が整えば包括管理業務委託契約を締結し、契約事業者となる。優先交渉権者との協議が整わない場合は、優秀提案をした者との詳細協議を行う。なお、契約までの費用については優先交渉権者の負担とする。

(6) 事務局

本提案募集に係る事務局は、次のとおりとする。

担当窓口： 川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課 地域安全担当

所在地： 川崎市川崎区宮本町1番地

電話： 044-200-2284

F A X： 044-200-3869

電子メール： 25tiiki@city.kawasaki.jp

ホームページ： <https://www.city.kawasaki.jp/250/soshiki/4-1-3-0-0.html>

7 事業全体スケジュール（予定）

(1) 本事業は、次の日程（予定）で行う。

	項目	日程
1	募集要領等の配付（市ホームページで公開）	令和8年4月23日（木）～令和8年5月8日（金）
2	募集要領等に関する質問受付	令和8年4月23日（木）～令和8年5月8日（金）
3	質問の回答	令和8年5月15日（金）
4	参加表明書及び資格確認書類の受付	令和8年5月15日（金）～令和8年5月22日（金）
5	応募者資格確認結果、提案要請書の通知	令和8年5月27日（水）
6	提案書の受付	令和8年5月27日（水）～令和8年6月17日（水）
7	プレゼンテーション、選考	令和8年7月27日（月）
8	最優秀及び優秀提案の選出、結果通知	令和8年7月下旬～令和8年8月上旬
9	詳細協議、防犯灯管理計画書作成	令和8年8月上旬～令和8年9月下旬
10	包括管理業務委託契約の締結	令和8年10月1日（木）
11	防犯灯管理システムの構築・ESCO 事業データ移行	令和8年10月上旬～令和9年3月下旬
12	包括管理サービス開始	令和9年4月1日（木）
13	防犯灯設備等の維持管理	令和9年4月1日（木）～令和19年3月31日（火）

(2) 提案募集の手続き

ア 募集要領等の配付

募集要領等は、本市のホームページにて公表する。

イ 募集要領等に対する質問受付・質問回答

募集要領等に関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

(ア) 質問の方法

質問は、質問書（様式第1号）を使用すること。なお、受付は電子メールのみとし、電話、FAX、持参等は不可とする。質問1件につき1枚提出（送信）する。なお、電子メール送信の際は、件名を「川崎市防犯灯包括管理業務委託質問書」と記載することとし、メール送信後、電話でメールの到着を確認すること。

(イ) 受付期間

令和8年5月8日（金）午後3時まで（必着）

(ウ) 受付時間

開庁日の午前9時から午後5時までとする。

ただし、5月8日（金）は午後3時必着とする。

(エ) 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和8年5月15日（金）に本市ホームページで公表することとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本募集要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次による参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参する。

ア 受付期間

令和8年5月15日（金）～5月22日（金）

イ 受付時間

開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 受付場所

川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課 地域安全担当
（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）

エ 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを2部（正1部、副1部）提出すること。なお、(イ)、(キ)、(ク)、の提出書類については、別途電子データでも提出すること。

(ア) 参加表明書（様式第2号）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。

(イ) グループ構成表（様式第3号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、施工役割、その他役割（分担名を記載すること））を別紙により明確にすること。

グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた契約書又は覚書等の内容を添付すること。

(ウ) 履行保証書（様式第4号）

事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社（親会社等）がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができる。

(エ)印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で受付日前3ヶ月以内に発行されたものとする。グループで応募の場合は、全ての構成員が提出すること（以下の項目においても（ク）の「各役割の責任者業務実績表」及び（ケ）～（サ）以外は同じ）。

(オ)商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で受付日前3ヶ月以内に発行されたものを綴じたものとする。

(カ)納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

(キ)財務諸表等

最新決算年度を含む3か年度分の次に掲げる書類を綴じたもの。なお、写しでも可とする。

- 貸借対照表
- 損益計算書
- キャッシュフロー計算書又はこれに類する書類
- 株主資本等変動計算書
- 利益処分（損失処理）計算書
- 法人税確定申告書（別表一式）
- 勘定科目内訳明細書 等

また、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表等も添付すること。

(ク)会社概要

A4版の大きさの用紙を使用し、次の項目を網羅したものを1部綴じたものとする。

- 代表者役職及び氏名、資本金、従業員数、設立年、現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等の事業内容、年間売上金額、営業所一覧等を記載した会社概要（様式第5号の1）
- 企業状況表（様式第5号の2）
- 有資格技術職員内訳表（様式第5号の3）
- 各役割の責任者業務実績表（様式第5号の4）
- ESCO 関連事業実績一覧表（様式第6号）
- その他、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要を添付すること。なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認める。

(ケ) 特定建設業の許可証明書

建設業法第3条第1項に規定する「特定建設業」、又はこれに類する許可証明書を提出すること。なお、写しでも可とする。ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示すること。

(コ) 各資格者免許証の写し

有資格者技術職員のうち、各代表1名分の資格者免許証（表・裏）の写しを提出すること。

(サ) 監理技術者免許証の写し

施工役割会社における監理技術者免許証（表・裏）の写しを提出すること。

(シ) 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第7号の1）及び役員等氏名一覧表（様式第7号の2）

(4) 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格の結果は、文書（電子メール）で本市から応募者（代表者）に通知する。

なお、提案書の提出者として資格が確認された者については、令和8年5月27日（水）に提案要請書及び「8 配付資料」ア、イの資料を電子メール又は郵送にて送付する。

ア 通知日 令和8年5月27日（水） 電子メール

イ 郵送日 令和8年5月27日（水） 発送

(5) 提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、本市が提供する配付資料に示す資料を基に「10 提出書類・作成要領」に従い、提案書を作成し、事務局へ持参又はデータにて提出する。

ア 受付期間

令和8年5月27日（水）～6月17日（水）（午後5時必着）

イ 受付時間

開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 提出書類

「10 提出書類・作成要領」によるものとする。

(6) 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日の前日までに提案辞退届（様式第9号）を1部、事務局に持参又は郵送で提出すること。

8 配付資料

(1) 配付資料の内容

提案要請書と併せて応募者に配付する資料は次のとおりとする。

ア 川崎市防犯灯 LED 化 ESCO 事業の概要

イ 川崎市防犯灯管理費及び補修費補助金の令和7年度実績額及び内訳

(2) 配付要領

(1) ア、イの資料を配付する。

ア 配付方法

参加表明書及び資格確認に必要な書類を提出した応募者に無償で配付する。

イ 配付期間

令和8年5月27日(水)～6月17日(水)

ウ 受付時間

開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

エ 配付場所

川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課 地域安全担当

(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地本庁舎21階)

9 提案書における提示条件

応募者は、次の条件に基づき、提案書を作成する。

- (1) 本市が定めた灯具仕様及び同設置仕様に応じた製品を使用すること。
- (2) LED 灯具以外に包括管理サービスを実施するうえで必要な防犯灯設備等についても対応すること。
- (3) 本市の計画に基づき工事を遂行できること。
- (4) 本市内経済への貢献度については、手法等について具体的に示すこと。
- (5) 防犯灯維持管理計画書を提出し、本市の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行うこと。また、維持管理に係る経費は原則として事業者負担とする。
- (6) 毎年新設される防犯灯及び開発行為等にて原因者負担で本市が指定する仕様により設置された防犯灯についても、包括管理サービス対象機器同様契約終了後まで維持管理し、防犯灯管理システムへ登録すること。
- (7) 包括管理業務委託の対象となった、防犯灯設備等の包括管理業務委託契約終了後の所有権の帰属について言及すること。リース契約の場合は契約期間終了後、防犯灯等設備一式を事業者から本市に無償譲渡、リースを含まない場合は本事業契約締結に伴い、本市が所有権を得るものと想定する。
- (8) その他、この要領に定めることのほか、必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。
- (9) 「7 事業全体スケジュール(予定)」で示した工事期間内に事業者の責により工事が完了しない場合、対象工事が完工するまで、電気料金を含む遅延に起因する費用は事業者が負担すること。
- (10) 本事業を実施するにあたり、事業費の抑制に資するようなものや維持管理の効率化等の独自の提案がある場合は記載すること。

10 提出書類・作成要領

(1) 提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファ

イルに綴じたものを8部（正1部、副7部）提出すること。また、別途電子データでも提出すること。

- ア 提案書提出届（様式第10号）
- イ 提案総括表（様式第11号の1）
- ウ 防犯灯の灯具更新に関する提案書（様式第12号）
- エ 専用柱の定期点検、劣化による建替えに関する提案書（様式第13号）
- オ 現地調査及び電力契約の調査・照合等に関する提案書（様式第14号）
- カ 管理システムに関する提案書（様式第15号）
- キ 使用機器提案書（様式第16号）
- ク 事業資金計画書（様式第17号の1～第17号の4）
- ケ 維持管理計画書（様式第18号）
- コ 緊急時対応提案書（様式第19号）
- サ 工事中の対応・廃棄計画書（様式第20号）
- シ 契約終了後の対応（様式第21号）
- ス 個人情報管理体制報告書（様式第22号）
- セ 独自提案書（様式第23号）

（2）作成要領

ア 一般事項

（ア）使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、全てを横書きとする。

（イ）各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示を一切付してはならない。

（ウ）提案書提出届（様式第10号）により提出書類の構成を示したうえで、各提出書類をA4縦長ファイルに綴じたもので提出すること。なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。

（エ）各提案書類における消費税額及び地方消費税額は、10%とすること。

イ 提案書提出届（様式第10号）

ウ 提案総括表（様式第11号の1）

防犯灯設備等の設置及び維持管理に係る計画策定と施工及び施工管理等について、提案全体の概要を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。

エ 防犯灯の灯具更新に関する提案書（様式第12号）

ESCO事業LED化一斉更新分の灯具寿命に伴う分割更新とESCO期間中の更新・新設・寄附増加分の計画分割更新に係る年度ごとの各施工工程において、協力・連携事業者の役割として市内工事事業者の活用の有無、活用する場合は、発注方針（地元優先の仕組み）、地区別の参画数、その具体的な作業内容、年間計画事業費に占める発注金額とその割合等について記載すること。

オ 専用柱の定期点検、劣化による建替えに関する提案書（様式第13号）

専用柱の定期点検、劣化による建替えについて記載すること。

カ 現地調査及び電力契約の調査・照合等に関する提案書（様式第 14 号）

町内会・商店街等が移管を希望する又は開発行為者からの寄付による防犯灯に関する現地調査及び電力契約の照合や道路（河川）許可申請、電柱添架申請、防犯灯管理システムの構築に際し、全灯調査を実施する場合の調査方法等について記載すること。

キ 管理システムに関する提案書（様式第 15 号）

管理システムの仕様、管理するデータ内容及び地図データの様式等管理項目及び現 ESCO 事業のシステムデータの移管、次期事業へのシステムデータの移管について記載すること。

ク 使用機器提案書（様式第 16 号）

使用機器の詳細について、詳細検討に基づき使用する機器の図、該当機器に関するエネルギー消費状況の評価内容、その他、灯具仕様に基づいた内容説明、数値的根拠、設置場所の地域特性に応じた灯具選定、製品の設計図について記載すること。

ケ 事業資金計画書（様式第 17 号の 1～第 17 号の 4）

(ア) 事業費計算書（様式第 17 号の 1）

契約期間における、本市の事業費全体に関する計算書を作成すること。（用紙は A 3 版横書き）

(イ) 資金収支計画書（様式第 17 号の 2）

契約期間中の資金収支計画について記載すること。（用紙は A 3 版横書き）

(ウ) 資金計画書（様式第 17 号の 3）

資金調達に関する考え方、金利設定、その他資金調達手法として検討している事項を記入すること。

(エ) 工事予算等経費計画書（様式第 17 号の 4）

初期投資に係る費用を記入の上、内訳を添付すること。なお、詳細協議（防犯灯設置調査費）には、包括管理業務委託計画書作成の費用も含める。

コ 維持管理計画書（様式第 18 号）

(ア) 維持管理計画

既存の LED 防犯灯、専用柱等の設備、灯具更新後の防犯灯等の維持管理・保証に関する計画内容を記載すること。また、コスト削減及びサービス水準の向上や保証等の視点で工夫している点があれば、併せて記載すること。

(イ) 維持管理見積書

毎年要する費用と、その算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

サ 緊急時対応提案書（様式第 19 号）

通報受付に係るコールセンターの設置又は別手法による提案と不点対応や倒壊等に係る緊急対応方法について記載すること。また、災害時の対応方法について

も記載すること。

シ 工事中の対応・廃棄計画書（様式第 20 号）

工事施工にあたり、安全管理・工程管理などにおいて特に重要と判断する事項、過照明による農作物への影響や周辺住民への配慮及び品質管理、工事完了期限、防犯灯設備等の引き渡し、市内工事事業者の活用方法に関する内容を記載すること。また、既存設備の移設や撤去・運搬・リサイクル・廃棄の処理方法について記載すること。

ス 契約終了後の対応（様式第 21 号）

包括管理業務委託契約期間終了後の対応について記載すること。

セ 個人情報管理体制報告書（様式第 22 号）

本事業を実施するにあたり、応募者が講じた安全対策について、記載すること。

ソ 独自提案書（様式第 23 号）

本事業を実施するにあたり、独自の提案について記載すること。（事業費の抑制に資するようなもの、維持管理の効率化等）

11 審査及び審査結果の通知

（1）審査

川崎市の附属機関である「市民文化局民間活用事業者選定評価委員会・防犯灯包括管理業務部会」が、事業資金計画、使用機器及び管理システム、維持管理、環境・安全性への配慮、本市経済への寄与、機器の保証など、別紙で示す「選定評価基準」に基づき、総合的な審査を行い、最優秀提案 1 者、優秀提案 1 者を選定する。なお、審査においては次の事項を重視する。

ア 本市の計画通り事業実行が可能か、具体的に確認できること。

イ 事業費総額及び各業務項目の費用が少ないこと。

ウ 事業費の内訳が明瞭かつ妥当であること。

エ 提案者の資金調達計画が信頼できること。

オ 代表事業者として防犯灯 ESCO 事業等の関連事業において、本事業と同程度の維持管理及び更新業務実績があり、提案内容の確実な履行が見込まれること。

カ 防犯灯の灯具更新について、効率的かつ効果的な提案内容であること。

キ 専用柱の定期点検、劣化による建替えについて、効率的かつ独自の技術を用いた提案内容であること。

ク 防犯灯の現地調査の精度を高めることについて、効率的かつ効果的な提案があること。

ケ 本市が管理している全ての防犯灯に対し、本市の管理情報、電力会社の契約情報、事業者による現地調査にて十分に確認を行い、不整合を最小限とする提案があること。

コ 狭隘道路の対応など、本市特有の地域特性を考慮していること。

サ 防犯灯の灯具更新工事期間中の安全確保対策がなされていること。

- シ 過照明による農作物への影響や周辺住民への配慮等を考慮した提案内容であること。
- ス 契約期間中に追加で管理することになった、別途個別業務委託で新規設置する防犯灯、町内会等が設置し市に移管を希望する防犯灯、開発行為等にて原因者負担で本市が指定する仕様により設置された防犯灯の取扱いについて、具体的な提案内容であること。
- セ 適切な夜間照度を確保することを目指し、設置場所の地域特性に応じた灯具選定ができる、具体的な提案内容であること。
- ソ LED 防犯灯は、設置実績のある国内メーカーの製品であること。
- タ 防犯灯管理システムの性能・精度は要求水準で求める内容が十分に反映されていること。また、独自の技術を用いた仕様上の提案内容であること。
- チ 既存の LED 防犯灯、専用柱等の設備、灯具更新後の防犯灯について、効率的かつ本市にとって十分な保証内容である提案内容であること。
- ツ 廃棄物の処理・再利用計画が環境面への配慮、効果的な再利用方法、効率的な施工の提案内容であること。
- テ 市内工事事業者の積極的な活用など、本市経済への寄与に貢献できる提案であること。
- ト 契約期間終了後の防犯灯設備等の所有権の帰属等を含め、契約期間終了後の対応について提案があること及び具体的な提案内容であること。
- ナ 個人情報管理体制が整備されており、個人情報保護に配慮されていること。
- ニ 提案が全体としてバランスが良く優れていること。
- ヌ 事業実施にあたり独自の提案があること。(事業費の抑制に資するようなもの、維持管理の効率化等)

(2) 審査の流れ

提案の審査にあたっては、次の要領で行う。

- ア 提案者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、市民文化局民間活用事業者選定評価委員会・防犯灯包括管理業務部会において、あらかじめ前項の評価項目について事前評価を行い、原則上位 5 社がプロポーザルによる審査・評価を受けることができるものとする。
- イ プレゼンテーションの出席者は 5 名以内とする。
- ウ 応募者は提案書をもとに 20 分を上限に口頭によるプレゼンテーションを行う。その後、選定評価委員による質疑応答を 30 分程度行う。
- エ プレゼンテーションは、令和 8 年 7 月 27 日（月）に開催する。なお、会場は川崎市役所内会議室とし、詳細は応募者に別に通知する。
- オ 応募者からの提案書類及びプレゼンテーションをもとに、提案内容の実行能力を審査する。
- カ 審査の結果、審査委員の合計評価点が最も高い提案をした応募者を最優秀提案者とし、包括管理業務委託契約に向けての優先交渉権者とする。また次点を優秀

提案者とし、次点交渉権者とする。なお、合計評価点が同点の場合は、提示された事業費がより廉価な応募者を優先交渉権者とする。

キ プレゼンテーションの際、応募者は必要に応じて持参したパソコン、プロジェクター、スクリーンを使用することができる。

(3) 審査結果の通知

ア 審査結果は提案者に文書で通知し、問合せには応じない。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

ウ 審査結果は、本市のホームページに掲載する。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合

イ 提案書類に虚偽の記載があった場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 本募集要領に違反すると認められる場合

【選定評価委員会 委員】(敬称略・五十音順)

	所属/役職	氏名
1	新井公認会計士事務所	新井 努
2	(有) オイコス計画研究所 代表取締役	笹原 克
3	東海大学建築都市学部建築学科 准教授	篠原 奈緒子
4	東洋大学大学院経済学研究科 教授	難波 悠
5	公益社団法人日本防犯設備協会防犯照明委員会 特別委員	樋村 恭一

なお、応募者が、委員会の委員に対し、事業実施者選定に関して自己に有利になることを目的として、接触等の働きかけを行った場合、失格とします。

12 本業務の実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

ア 事業者は、募集要領、配付資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。

イ 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両方で誠意をもって協議することとする。

(2) 契約期間中の事業者と本市の関わり

本業務は、事業者の責により遂行され、本市は契約に定められた方法により、事業実績状況について確認を行う。

(3) 本市と事業者との責任分担

ア 基本的な考え

内容提案が達成しないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理

的な理由がある場合は別途協議を行うものとする。

イ 予測されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として次項の「表：予測されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで内容提案を履行するものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

表：予測されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者		
			本市	事業者	
共通事項	募集要領の誤り	募集要領の記載事項に重大な誤りのあるもの	○		
	包括管理提案の未達	包括管理業務委託の提案が達成できない場合		○	
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動等による場合		○	
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	工事・維持管理における安全性の確保		○	
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○	
	保険	維持管理期間のリスク保証をする保険		○	
	事業の中止・延期		本市の指示	○	
			周辺住民等の反対による事業の中止・延期	○	
			施設建設に必要な許可等の遅延によるもの		○
事業者の責めに帰すべきもの				○	
		本市の責めに帰すべきもの	○		
計画・工事・整備段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○	
	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期	○		
	物価	急激なインフレ・デフレ（整備費に対して影響のあるもののみを対象とする）※1	○	○	
	金利変動	金利変動		○	
	用地の確保	資材置き場の確保			○
					○
	設計変更	本市の指示条件、指示不備によるもの 事業者の指示、判断によるもの	○		
				○	
	工事遅延・未完工	本市の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延 事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延	○		
				○	
工事費増大	本市の指示によるもの 事業者の判断によるもの	○			
			○		
性能	要求仕様不適合		○		

	一般的損害	引き渡し前に工事目的物などに関して生じた損害		○
		引き渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
支 払 連 関	支払遅延・不能	本市の帰責事由による支払の遅延・不能によるもの	○	
	瑕疵担保	隠れた瑕疵等の担保責任 ※2	○	
維 持 管 理 関 連	計画変更	用途の変更等、本市の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	立ち入りの許可	必要な施設への立ち入りの許可が下りない場合の事業未遂行	○	
	維持管理費の上昇	契約変更以外の要因による維持管理費用の増大	○	○
		本市の故意・過失又は施設に起因する防犯灯設備等の損傷	○	
	防犯灯設備等の損傷	事業者の故意・過失に起因する防犯灯設備等の損傷		○
		事業者の故意・過失又は防犯灯設備等に起因する施設・設備の損傷		○
	施設損傷	事業者の故意・過失又は防犯灯設備等に起因する施設・設備の損傷		○
	瑕疵担保	防犯灯設備等に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	大規模な災害（火災・天災・戦争など）の不可抗力による防犯灯設備等の損傷	○	
	機器の不良	防犯灯機器が所定の性能を達成しない場合		○
	光熱費単価	光熱費単価の変動	○	
	物価	急激なインフレ・デフレ（維持管理費に対して影響のあるもののみを対象とする）※1	○	○
	金利変動	金利変動		○
エ ネ ル ギ ー 消 費 量	機器の使用状況・稼働率等の変動や運転管理方法の顕著な変更	○		
	上記以外の変動要因の場合	○	○	
保 証 関 連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営・業務への障害		○

※1 一般財団法人建設物価調査会公表の「建設物価 建築費指数」（設備工事費指数）を基に公共工事標準請負契約約款第25条のスライド条項を準用し、入札公告日を基準として1.5%以上の価格変動があった場合に協議を申し出ることができるものとする。なお、物価指数として用いている指数がなくなる又は内容が見直されるなどにより本事業の実態に整合しなくなった場合、又はその他必要が生じた場合には、その後の対応方法について本市と事業者で協議を行うものとする。

※2 包括管理業務委託遂行にあたって障害となる、事業範囲外の不具合

ウ 契約の締結が困難となった場合における措置

優先交渉権者が詳細協議実施後、基本契約の締結が困難になった場合は、以下の措置を講ずるものとする。

(ア) 提案書と防犯灯維持管理計画書の内容が大きく乖離した場合など、優先交渉

権者の責により契約できない場合は、本市は優先交渉権者から、それまでに要した費用及び違約金を請求することができるものとする。

(イ) 基本契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、契約書において定めるものとする。

13 契約に関する事項

(1) 契約の手順

ア 本市と優先交渉権者は、詳細協議の結果、双方が合意した場合に基本契約締結のための手続きを行う。

イ 本件契約の締結については、令和8年第1回川崎市議会定例会における、本事業に係る予算の議決を要する。

(2) 契約の時期（予定）

令和8年10月1日（木）

(3) 契約の概要

本募集要領、防犯灯維持管理計画書に基づき、契約が成立した場合に締結するものであり、事業者が遂行すべき工事及び運転、維持管理に関する業務内容や支払方法などを定めるものとする。

また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。